



日本銀行 政策委員会月報

令和4年3月



第867号

※ 日本銀行はインターネットによる情報提供を行っており、日本銀行作成の最新の論文や金融・経済データのほか、日本銀行の概要などをご覧頂けます。

・ホームページアドレス <https://www.boj.or.jp/>

※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。

引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本月報は古紙を含有する用紙を使用しています。

目次

1. 議決事項	1
(1) 金融政策決定会合関係	1
◆金融市場調節方針の決定に関する件（3月17・18日）	1
◆資産買入れ方針の決定に関する件（3月17・18日）	2
◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（3月17・ 18日）	3
◆金融政策決定会合の議事要旨（2022年1月17、18日開催分） に関する件（3月17・18日）	7
(2) 通常会合関係	8
◆豪州準備銀行との間の外国為替の売買に係る取極の期限延長 等に関する件（3月1日）	8
◆第138回事業年度（令和4年度）経費予算の作成等に関する件 （3月15日）	9
◆政策委員会月報（令和4年2月）に関する件（3月15日）	12
◆中期経営計画（2019～2023年度）に関連した事項に関する件 （3月25日）	13
◆2022年度不動産その他の重要な財産の取得または処分に関する 件（3月25日）	17

◆「2022年度の考査の実施方針等について」に関する件（3月 29日）	18
--	----

2. 報告事項	34
----------------------	-----------

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件（3月17・18日）

本委員会は、令和4年3月17・18日の金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすることを決定した。

記

1. 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
2. 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

◆資産買入れ方針の決定に関する件（3月17・18日）

本委員会は、令和4年3月17・18日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
2. CP等、社債等については、2022年3月末までの間、合計で約20兆円の残高を上限に、買入れを行う。同年4月以降は、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（CP等：約2兆円、社債等：約3兆円）へと徐々に戻していく。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（3月17・18日）

本委員会は、令和4年3月17・18日の金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

2022年3月18日
日本銀行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（賛成8反対1）^(注1)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

(2) 資産買入れ方針（全員一致）

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

①ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。

②CP等、社債等については、2022年3月末までの間、合計で約20兆円の残高を上限に、買入れを行う。同年4月以降は、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（CP等：約2兆円、社債等：約3兆円）へと徐々に戻していく。

2. わが国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響などから一部に弱めの動きもみられるが、基調としては持ち直している。海外経済は、国・地域ごとにばらつきを伴いつつ、総じてみれば回復している。ただし、ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、国際金融資本市場では不安定な動きがみられるほか、原油などの資源価格も大幅に上昇しており、今後の動向には注意が必要である。そうしたもとで、輸出や鉱工業生産は、供給制約の影響を残しつつも、基調としては増加を続けている。また、企業収益や業況感は全体として改善を続けている。設備投資は、一部業種に弱さがみられるものの、持ち直している。雇用・所得環境をみると、一部で改善の

動きもみられるが、全体としてはなお弱めとなっている。個人消費は、感染症の再拡大によるサービス消費を中心とした下押し圧力の強まりから、持ち直しが一服している。住宅投資は横ばい圏内の動きとなっている。公共投資は高水準ながら弱めの動きとなっている。わが国の金融環境は、企業の資金繰りの一部に厳しさが残っているものの、全体として緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、携帯電話通信料の引き下げの影響がみられるものの、エネルギー価格などの上昇を反映して、0%台半ばとなっている。また、予想物価上昇率は、緩やかに上昇している。

3. 先行きのわが国経済を展望すると、新型コロナウイルス感染症によるサービス消費への下押し圧力や供給制約の影響が和らぐもとで、外需の増加や緩和的な金融環境、政府の経済対策の効果にも支えられて、資源価格上昇の影響を受けつつも回復していくとみられる。消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、当面、エネルギー価格が大幅に上昇し、原材料コスト上昇の価格転嫁も進むもとで、携帯電話通信料下落の影響も剥落していくことから、プラス幅をはっきりと拡大すると予想される。この間、マクロ的な需給ギャップの改善や中長期的な予想物価上昇率の高まりなどを背景に、基調的な物価上昇圧力は高まっていくと考えられる。

4. リスク要因としては、引き続き変異株を含む感染症の動向や、それが内外経済に与える影響に注意が必要である。また、ウクライナ情勢が、国際金融資本市場や資源価格、海外経済の動向等を通じて、わが国の経済・物価に及ぼす影響についてもきわめて不確実性が高い。

5. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。

引き続き、①新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラム、②国債買入れやドルオペなどによる円貨および外貨の上限を設けない潤沢な供給、③それぞれ約12兆円および約1,800億円の年間増加ペースの上限のもとのETFおよびJ-REITの買入れにより、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努めている。

当面、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。政策金利については、現在の長短金利の水準、または、それを下回る水準で推移することを想定している^(注2)。

-
- (注1) 賛成：黒田委員、雨宮委員、若田部委員、鈴木委員、安達委員、中村委員、野口委員、中川委員。反対：片岡委員。片岡委員は、コロナ後を見据えた企業の前向きな設備投資を後押しする観点から、長短金利を引き下げること、金融緩和をより強化することが望ましいとして反対した。
- (注2) 片岡委員は、財政・金融政策の更なる連携が必要であり、日本銀行としては、政策金利のフォワードガイダンスを、物価目標と関連付けたものに修正することが適当であるとして反対した。

◆金融政策決定会合の議事要旨（2022年1月17、18日開催分）に関する件（3月17・18日）

本委員会は、令和4年3月17・18日の金融政策決定会合において、金融政策決定会合の議事要旨（2022年1月17、18日開催分）^{注1}を承認した。

注1) インターネット・ホームページをご参照ください（3月24日公表）。

(2) 通常会合関係

◆豪州準備銀行との間の外国為替の売買に係る取極の期限延長等に関する件（3月1日）

本委員会は、令和4年3月1日、豪州準備銀行との間の外国為替の売買に係る取極の期限延長等に関して決定した^{注2)}。

注2) インターネット・ホームページをご参照ください（3月17日公表）。

◆第138回事業年度（令和4年度）経費予算の作成等に関する件 （3月15日）

本委員会は、令和4年3月15日、第138回事業年度（令和4年度）経費予算の作成等について、別紙のとおり決定した。

令和4年度経費予算

令和4年度（第138回事業年度）経費予算¹は、日本銀行が中央銀行としての役割を果たしていくために必要な経費予算を確保しつつ、経費支出全般にわたって縮減余地を十分に見極めた結果、以下の通りによることとした。

(単位：千円、%)

科 目		当年度予算額	前年度 当初予算比 増減率
銀行券製造費	銀行券製造費	54,882,297	1.1
国庫国債事務費	国庫国債事務費	21,332,440	▲1.9
給 与 等	役 員 給 与	428,725	▲0.2
	職 員 給 与	41,579,314	▲0.8
	退 職 手 当	10,356,317	▲1.3
	小 計	52,364,356	▲0.9
交 通 通 信 費	旅 費 交 通 費	1,978,040	▲1.4
	通 信 費	2,239,653	▲1.3
	小 計	4,217,693	▲1.3
修 繕 費	修 繕 費	2,276,551	▲9.2
一 般 事 務 費	消 耗 品 費	1,170,258	▲6.6
	光 熱 水 道 費	2,020,248	8.7
	建 物 機 械 等 賃 借 料	5,736,750	▲4.7
	建 物 機 械 等 保 守 料	11,669,232	14.1
	事 務 費	37,148,501	8.4
	小 計	57,744,989	7.7
合計（除く固定資産取得費、予備費）		192,818,326	1.9
固 定 資 産 取 得 費	固 定 資 産 取 得 費	23,851,490	5.8
	うち認可対象分 ^(注)	2,870,754	▲45.8
予 備 費	予 備 費	1,000,000	0.0
合 計		217,669,816	2.3
うち認可対象分 ^(注)		196,689,080	0.6

(注) 認可対象分とは、業務の用に供する不動産にかかる固定資産取得費を除いたもの。

¹ 日本銀行は、毎事業年度、経費予算を作成しているが、そのうち業務の用に供する不動産にかかる固定資産取得費を除く経費予算については、当該事業年度開始前に、財務大臣の認可を受けることとされている（日本銀行法第51条第1項等）。令和4年度については、3月15日に認可を申請しており、認可取得を経て執行を開始する。なお、文中及び表上の計数は単位未満四捨五入。

—— 上記経費予算では、システム化関係費用 32,948,459 千円（前年度比 +7.5%）を、通信費、建物機械等賃借料・同保守料、事務費の中に計上している。

なお、システム化関係費用を見積もる際に予定した外部委託分の開発規模は 11,618 人月程度、これに日本銀行職員による作業を加えた総開発規模は、14,824 人月程度となっている。

主な増減をみると、国庫国債事務費（前年度比▲1.9%）や給与等（同▲0.9%）をはじめとした多くの科目が減少した一方、システム化関係費用の増加等を背景に一般事務費（同+7.7%）が増加したほか、日本銀行券の改刷に向けて要する費用の計上を主因に銀行券製造費（同+1.1%）が増加したこと等から、全体では前年度を上回る予算となっている（同+2.3%、うち認可対象分+0.6%）。

（注） 上記別紙中、令和 4 年度（第 138 回事業年度）経費予算のうち、日本銀行法第 51 条第 1 項に定める経費の予算（本政策委員会月報 P.10 を参照）については、3 月 30 日、同条同項に基づく財務大臣の認可を取得しました。

◆政策委員会月報（令和4年2月）に関する件（3月15日）

本委員会は、令和4年3月15日、政策委員会月報（令和4年2月）を承認した。

◆中期経営計画（2019～2023年度）に関連した事項に関する件 （3月25日）

本委員会は、令和4年3月25日、中期経営計画（2019～2023年度）に関連した事項に関し、下記のとおり決定した。

記

1. 中期経営計画（2019～2023年度）の中間レビューについて、別紙のとおりとすること。
2. 2022年度の定員（常勤職員数の最高限度）を4,900人とすること。

2022年3月25日
日本銀行**「中期経営計画（2019～2023年度）」の中間レビューについて****1. はじめに**

日本銀行は、2019年3月に「中期経営計画（2019～2023年度）」を策定し、公表した。その後、毎年度、本計画のもとで実施した具体的施策の達成状況を評価し、「業務概況書」において説明している。

また、対象期間の5年間における環境変化への対応力を確保するため、計画の開始から3年度目を目途に中間レビューを行うこととしている。今般、この中間レビューとして、日本銀行の業務・組織運営を取り巻く環境に関して、今次計画の開始後に生じている特に大きな動きについて、この間の日本銀行の対応を振り返りつつ、残りの計画期間における取り組みを整理した。

2. 外部環境の進展と日本銀行の対応

「中期経営計画」では、環境認識として、デジタル化等の情報技術の進歩と応用が加速しており、これが金融経済に広範かつ多様な影響を及ぼしつつあることや、広く経済社会に関して、「持続可能な開発目標」（SDGs）への取り組みが求められていること等を示している。近年、各国中央銀行に共通して、中央銀行デジタル通貨（CBDC）や気候変動問題への取り組みへの期待が高まっているが、それらは、上記の環境認識における具体的な進展と捉えることができる。そうしたもと、日本銀行では、「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」（2020年10月）および「気候変動に関する日本銀行の取り組み方針について」（2021年7月）により、それぞれの課題に対する考え方を明らかにし、具体的な取り組みを着実に進めている。また、デジタル化の進展に伴う日本銀行の業務における新たな課題への対応の一つとして、高頻度データや高粒度データなどのオルタナティブデータの利用可能性が増しているなか、日本銀行は、内外の金融経済情勢の調査・分析において、これらのデータを積極的に活用している。

このほか、今次計画の開始後に生じた新たな環境変化として、新型コロナウイルス感染症の拡大が挙げられる。日本銀行は、2020年以降、感染拡大の

防止を図るとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法が定める指定公共機関として、国民生活及び国民経済の安定の確保のため、中央銀行として必要な業務の継続に万全を期している。その過程では、「中期経営計画」のもとで地道に蓄積してきた業務継続力の強化のノウハウのほか、今次計画に掲げている情報技術にかかる取り組みも活かされている。

3. 今後の取り組み

日本銀行は、2022年度以降も、「中期経営計画」のもとで業務・組織運営面での幅広い課題に取り組みながら、わが国の中央銀行としての役割を適切に果たしていく。その際には、この間の環境変化を踏まえ、以下の点に留意していく。

CBDCについては、2020年10月に公表した取り組み方針に沿った対応を継続する。すなわち、2021年度に開始した実証実験については、2022年4月から第2段階に移行し、CBDCに様々な周辺機能を付加して、実現可能性などを検証していく。こうした検証を経て、さらに必要と判断されれば、民間事業者や消費者が実地に参加する形でのパイロット実験を行うことも視野に入れて検討していく。また、中央銀行と民間事業者の協調・役割分担のあり方や金融システムに与える影響等について、内外の関係者と密接な意見交換を行いながら、CBDCに関する制度設計面の検討にも取り組んでいく。

このほかにも、デジタル化の進展を踏まえた対応について、日本銀行の業務に及ぶ影響を考慮しつつ、幅広く取り組んでいく。例えば、日本銀行の業務の相手方となる金融機関等との間の事務の効率化や、日本銀行が行う調査・分析におけるオルタナティブデータの一層の活用も着実に進めていく。

気候変動問題についても、2021年7月に公表した取り組み方針に沿った対応を継続する。同方針では、金融政策、金融システム、調査研究、国際金融および業務運営・情報発信にかかる具体的な施策を示しているが、「気候連携ハブ」を通じて行内関係部署の連携を図りつつ、それぞれの施策について成果を挙げていく。なお、2022年5月に公表する業務概況書においては、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）による推奨内容を踏まえた日本銀行自身の情報開示も含め、この分野における取り組みについて説明する予定である。

新型コロナウイルス感染症への対応については、その動向が予断を許さないもとで、引き続き感染拡大の防止を図りながら、指定公共機関として業務を継続していく。あわせて、新型コロナウイルス感染症に対応するなかで得

られた知見も活かしつつ、情報技術を活用した業務の一層の効率化や働き方の一段の柔軟化など、ポストコロナの時代に合った業務・組織運営に繋がる対応を意識していく。

上記の点は、「中期経営計画」の残りの計画期間において、同計画を補完する内容として位置付けていく。

◆2022年度不動産その他の重要な財産の取得または処分に関する件（3月25日）

本委員会は、令和4年3月25日、2022年度不動産その他の重要な財産の取得または処分に関し決定した。

◆「2022年度の考査の実施方針等について」に関する件（3月29日）

本委員会は、令和4年3月29日、2022年度の考査の実施に関する重要事項として「2022年度の考査の実施方針等について」を別紙のとおり定め、対外公表することを決定した。

2022年3月29日
日本銀行

2022年度の考査の実施方針等について

1. はじめに

日本銀行は、毎年度の考査の実施方針等を政策委員会で決定している¹。

近年、金融・経済のグローバル化の一層の進展等を背景に、金融機関のリスク・プロファイルは複雑さを増しているほか、新型コロナウイルス感染症の影響や地政学的リスクの高まりもあって、金融システムを取り巻く環境は大きく変化している。さらに、金融機関は、社会・経済の脱炭素化やデジタル化への対応などの新たな課題にも直面している。こうしたもとで、金融機関の健全性やリスク管理の実態をより迅速かつ継続的に把握することが不可欠となっているほか、金融システム全体としての変化をタイムリーに把握することの重要性が高まっている。

金融庁と日本銀行は、2021年3月、「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」を公表した²。ここでは、金融庁による検査・監督と、日本銀行による考査およびオフサイト・モニタリングを連携して実施することにより、金融機関の負担軽減に努めつつ、より質の高いモニタリングを行う方針が示されている。

具体的には、日本銀行では、考査部署と本支店のオフサイト・モニタリング部署との間でより情報共有の深度を上げるなど、考査とオフサイト・モニタリングの一体的運用の強化に努めている。また、大手金融機関を対象に、金融庁との共同調査を拡充している。共同調査では、金融システム上の重要なテーマ³について、通常の考査から切り出した形で、一部の大手金融機関に対して同時に調査を行っており、金融機関相互の比較・検証を行うことが可能となる。

以上のような考査を巡る環境の変化を踏まえ、「2022年度の考査の実施方針等について」では、考査とオフサイト・モニタリングの有機的な連携を意識しつつ、共同調査などオフサイト・モニタリングと連携した取り組みについての記述を拡充した。

¹ 日本銀行法第15条第2項第5号では、政策委員会の議決を経なければならない事項として、「考査に関する契約内容及び毎事業年度の考査の実施に関する重要事項」を掲げている。

² https://www.boj.or.jp/announcements/release_2021/re1210322c.htm/

³ 共同調査のテーマとしては、従来からの「共通シナリオに基づく一斉ストレステスト」に加え、2021年度は、「外貨流動性リスク管理」、「サイバーセキュリティ管理」を新たに実施したほか、「気候変動シナリオ分析」を試行的に行っている。テーマについては、金融システム上の重要性に応じて、金融庁と協議のうえ、適宜見直すこととしている。

2. 2021年度の考査の実施状況等

(1) 考査の実施状況

日本銀行は、国内銀行 18 先、信用金庫 34 先、外国銀行・証券会社⁴等 7 先の合計 59 先に対し、考査を実施した。なお、2020 年度は考査の実施を見合わせ、「考査に準ずる調査」⁵を実施したが、2021 年度においては、金融機関の資金繰り支援業務の状況等を踏まえ、Web 会議や電話会議等のリモート手法を活用して考査を再開した。

考査の実施先数推移

(先)

	2019 年度	2020 年度 ^(注)	2021 年度
国内銀行	34	18	18
信用金庫	43	14	34
外国銀行・証券会社等	8	5	7
合計	85	37	59

(注) 2020 年度については、考査に準ずる調査

(2) 考査等で確認された事項

2021 年度の考査およびオフサイト・モニタリングで確認された、金融機関の経営管理・経営体力およびリスク管理の状況等を整理すると、次のとおり。

(収益力・経営体力等)

金融機関の収益力・経営体力についてみると、まず、金融機関の自己資本は、各種リスク量との対比で総じて充実した水準にあり、十分な損失吸収力を備えている。感染症の拡大が国内外の経済・金融面に影響を及ぼした中においても、大規模な財政・金融政策が効果を発揮し、円滑な金融仲介機能は維持されている。

収益力に関し、大手金融機関においては、国内預貸業務の効率化を進める一方で、買収・出資等のインオーガニック戦略を含めた海外業務の拡大や、持株会社傘下の銀行、証券、信託、ノンバンクなどのグループ全体としての収益力の強化、収益源の多様化を図る動きが引き続きみられた。

地域金融機関においては、人口減少などの構造要因や低金利環境の長期化等により基礎的収益力が低下傾向にあるもとの、店舗統廃合（「店舗内店舗」化を含む）や

⁴ ここでいう「証券会社」とは、金融商品取引法第 28 条に定める第一種金融商品取引業のうち、同条に定める有価証券関連業に該当する業務を行う者を指す。

⁵ 「当面の考査運営方針について」（2020 年 6 月 30 日）を参照。

A T M網・人員配置の見直しなど、経営効率化や金融サービスの向上による収益力強化の動きが広がっている。さらに、こうした経営基盤強化を進めるため、金融機関同士や異業種との間での資本・業務提携がみられる。ただし、地域金融機関の中には、収益力の低下が続くもとで、それを踏まえた対応策の策定・実行が十分でない事例もみられた。

この間、オープンA P Iやクラウドの活用などを含め、デジタルイゼーションにより、業務効率化や非対面での対顧客サービスの拡充等を図る動きが広がっている。また、大手金融機関のみならず地域金融機関でも、気候関連財務情報開示タスクフォース（T C F D）の提言に賛同する金融機関が増加するなど、気候変動問題に対する金融面での関心も大きく高まった。

（信用リスク）

金融機関は、企業・家計への資金繰り支援に引き続き積極的に取り組んでおり、また、大手金融機関ではファンド等の機関投資家向けファイナンスやハイブリッド・ローン、地域金融機関では越境貸出やミドルリスク企業向け貸出などに注力する先がみられる。こうした中で、信用コストは、2020年度は感染症の影響が大きい業種への引当などもあって増加したが、2021年度は落ち着いた動きとなった。もっとも、融資先の業況や信用コストの見直しには、先行きの感染症の帰趨や国内外の景気動向などによる不確実性がある。債務者企業の財務状況と先行きの見直しに応じた与信管理を行う観点から、償却・引当基準の見直しを図る先が幅広くみられた一方、債務者企業の財務・資金繰り状況の実態把握や債務返済可能性等の分析、業況不芳先に対する経営改善支援の実効性、地域金融機関の注力分野（越境貸出、ミドルリスク企業向け貸出など）における審査・管理などに課題のある事例も確認された。

（市場リスク）

わが国金融機関は、低金利環境が長期化するもと、大手金融機関、地域金融機関とも、利鞘確保のため海外クレジット商品や投資信託などを中心にリスクテイクを積極化してきた。こうした中、大手金融機関では、C L Oやバンクローン・ファンドなどの海外クレジット商品への投資を多様化する先や、P Eファンドやヘッジファンドなどのオルタナティブ投資を拡大する先もみられている。また、機関投資家等向けのプライムブローカレッジビジネスにおいて、相応の損失が発生した先がみられた。

一方、地域金融機関では、既往の高利回り債券が大量に償還を迎えていることに加えて、感染症にかかる助成金等の預金滞留による資金運用ニーズの高まりもあって、事業債、外国債券、私募R E I T、マルチアセット型投資信託などを購入する動きが続いている。この結果、有価証券ポートフォリオに内在するリスクファクターの多様化が一段と進展している。こうしたもと、リスクファクターの正確な把握、リスク許容度の検証など、リスク・プロファイルの変化に見合ったリスク管理

体制の整備が多く、先で課題となっている状況が確認された。

(流動性リスク)

大手金融機関では、海外業務が拡大する中で、適切な外貨流動性リスク管理に基づく安定的な外貨調達の実現が課題となっており、タームの長い市場性調達の増加や決済性預金の取り込みなど調達手段の多様化や、ストレステストの精緻化、データシステムの整備などに取り組んでいる。地域金融機関では、円資産については十分な流動性を保有し、管理にも問題のない先が多いが、低流動性資産による外貨運用を積極化させる先では、外貨に関する安定的な運用・調達構造の構築や管理のあり方に課題がみられた。

(オペレーショナルリスク⁶)

システムリスクに関し、大手金融機関では、顧客に影響を及ぼすシステム障害が複数回、発生する事例がみられた。また、大手金融機関、地域金融機関ともに、新しいデジタル技術の活用等が進む一方で、ランサムウェアなどのサイバー脅威がますます高まっている。このほか、サードパーティやグループ会社等との業務連携が拡大する中で、それらの先まで含めた情報セキュリティ管理、クラウド事業者に対する委託先管理などが不十分な事例がみられた。

3. 2022年度の考査の実施方針

2022年度の考査の実施方針は以下のとおり（より詳細な重点事項については（別紙）参照）。

(1) 収益力および経営体力に関する経営管理の実効性

内外金融経済情勢などの外部環境に対する経営陣の認識と中長期的な経営戦略の実現可能性、および、そのもとでの収益力および経営体力に関する経営管理の実効性を点検する。その際、特に注視するポイントは以下のとおり。

- ✓ 持続可能なビジネスモデルの構築への取組み状況。非資金収益を含むトップライン収益の強化策、店舗・人員配置見直しや業務改革等の経営効率化策、デジタルライゼーションの活用等の状況と実現可能性。
 - これらの検証を通じて、オフサイト・モニタリングと連携しつつ、「地域金融強化のための特別当座預金制度」の活用を含め、地域経済支援や経営基盤強化の取組みの進捗状況等に関し対話を深める。
- ✓ 大手金融機関については、グローバル展開やグループ戦略による幅広い金融

⁶ 事務、コンプライアンス、コンピュータシステム、業務継続など業務運営全般にわたるリスク。

サービスへの取組み状況と実効性。

- ✓ 地域金融機関についても、経営統合やグループ経営、他社連携により経営基盤強化を進める先については、その取組み状況や実効性。
- ✓ 感染症の影響や市場運用の積極化・多様化など、経営環境・戦略の変化を勘案したリスクの把握、および期間収益や自己資本への影響の検証と対応策。
- ✓ 気候関連金融リスクの把握・管理、情報開示、取引先企業の取組み支援の対応状況。

先行きの収益力や経営体力に懸念が認められる先との間では、将来にわたり安定的に金融仲介機能を発揮していくための自己資本水準や、これを確保するための経営方針、有価証券評価益の活用や配当などの資本政策のあり方について、経営陣との対話を重点的に行う。審査終了後も、オフサイト・モニタリングにおいて経営トップとの対話を継続していく。

(2) ガバナンス体制の整備状況や有効性

経営管理やリスク管理の実効性を確保するために必要なガバナンス体制の整備状況や有効性について点検する。その際、特に注視するポイントは以下のとおり。

- ✓ 海外拠点を有している先や持株会社形態の金融グループについて、グループ戦略、グローバル展開等に見合った統制状況。
- ✓ 経営管理やリスク管理が有効に機能するために必要な情報把握体制。

(3) 各種リスクの状況とリスク管理体制

金融機関が抱える各種リスクの状況と先行きの方向性を把握したうえで、リスク管理の実効性を点検する（一部の大手金融機関の外貨流動性リスク管理やサイバーセキュリティ管理など、金融庁との共同調査の対象については、審査との重複を回避する）。その際、特に注視するポイントは以下のとおり。

- ✓ 信用リスク
 - ・ 感染症のビジネスへの累積的な影響のほか、返済に伴う債務者企業の資金繰りへの影響等が重要となってくる中、個別債務者およびポートフォリオレベルでの、債務者の財務・資金繰りの状況および変化の把握。また、それらの、入口審査、償却・引当方法の検討、先行きの信用コストの見積もり、ダウンサイドリスクの算定への活用。
 - ・ 経営支援が必要な先、密度の濃いモニタリングが必要な先の抽出（抽出先は、感染症の影響等により変化が生じている可能性も念頭に置いて必要に応じ見直し）と、実効的な支援・管理の取組み状況。
 - ・ 注力分野（大手金融機関における機関投資家向けファイナンス、地域金融

機関における越境貸出、ミドルリスク企業向け貸出など)に関する審査・管理体制。

✓ 市場リスク

- ・ リスクテイクの積極化・多様化に応じたリスクの把握状況と管理体制の構築。また、運用計画に関する、経営体力・期間収益対比でのリスク許容度。
- ・ 各種リスク・損失限度枠と経営体力・期間収益の整合性。協議ポイント等接触時における対応の実効性。
- ・ 大手金融機関のプライムブローカレッジ業務等に関するリスク認識。

✓ 流動性リスク

- ・ 大手金融機関について、外貨バランスシート戦略に見合った調達基盤の強化、リスクアペタイト設定、通貨別の調達可能額を踏まえた資金繰り管理、ストレステストや緊急時調達計画の整備・実施状況、リスク管理の高度化。
- ・ 貸出を含む外貨建て低流動性資産運用に積極的な地域金融機関について、安定的な外貨調達への取組みと、ストレステストの実施や緊急時対応策などのリスク管理体制の構築。

✓ オペレーショナルリスク

- ・ サードパーティやグループ会社等との業務連携が拡大するもとの、それらの先を包含する管理体制の構築。
- ・ システムリスク管理、サイバーセキュリティ管理について、障害・インシデントの未然防止策の有効性、および、発生時の復旧体制の実効性⁷。
- ・ マネー・ローンダリング対策に関する体制整備の進捗管理⁸。

4. 考査運営面での対応

(1) 感染症の拡大防止対策の徹底とリモート手法の活用

感染症拡大防止策の徹底を図るとともに、考査の効率的運営や金融機関の負担軽減に資する観点から、引き続き、Web会議や電話会議等のリモート手法を積極的に活用していく。こうした観点から、当面、リモート手法を原則とした考査を継続し、立入りの再開については、感染症の影響の落ち着きや金融機関の実情を見極めたうえで、リモート手法と組み合わせたハイブリッド型を中心に行っていく。また、感

⁷ 地域金融機関については、金融庁と共同でサイバーセキュリティ管理体制に関するセルフアセスメントを実施し、考査にも活用する。

⁸ 金融庁検査と考査における連携の枠組みを通じて金融庁と問題意識や視点を共有しながら、点検していく。

染症および金融機関の状況等に応じて考査実施の適否について判断していくほか、必要に応じて日程や調査範囲の調整を行うなど、金融機関の実情に最大限配慮する対応についても継続する。

(2) 金融機関の事務負担への配慮と効率性の向上

考査においては、オフサイト・モニタリングで得られた情報を活用しつつ、金融機関ごとに、①内在するリスクが顕在化した場合の金融システムへの影響、②自己資本の余裕度や収益力、リスクテイクの状況などを総合的に評価し、これを踏まえて、考査の頻度、考査期間、調査範囲、提出資料、要員数などにめり張りを付ける、リスクベース・アプローチに基づく効率的な運営を行っている。

2022年度は、金融機関の負担軽減と考査運営の一層の効率性向上を図るため、「短期考査」を実施する。すなわち、約3週間の考査期間で、金融機関の経営実態とリスク管理体制を包括的に点検・評価する「通常考査」に加えて、一部の地域金融機関に対しては、リスクベース・アプローチに基づき、より簡潔な、約2週間の考査期間で、オペレーショナルリスク管理等を調査範囲外とする考査を行う。なお、幅広い金融サービスをグループとして提供する金融機関については、グループ全体の経営実態の把握のため、必要に応じて主要なグループ企業への調査を引き続き行うほか、国際的な業務の比重の高い金融機関については、海外拠点調査にも引き続き重点を置く。

また、「検査・考査連携会議」を通じた考査・検査計画の調整、考査・検査結果の共有など、金融庁との連携を一層進めていく。考査の実施に当たっては、金融庁と連携した各種の共同調査との重複を回避することで、金融機関の事務負担に配慮するとともに、考査の効率性を高める。

さらに、国際的に活動する金融機関に関する事項を中心に、海外当局との問題意識の共有や連携強化を引き続き進める。

(3) 金融機関の納得性を踏まえた運営

日本銀行としては、考査の運営や結果に関して十分な納得や信頼が得られるよう、「考査運営に関するアンケート」や、考査終了後に必要に応じて実施するヒアリングを活用しながら金融機関とのコミュニケーションの充実に努め、金融機関から寄せられた意見・要望に適切に対応することで、考査運営の改善に不断に取り組んでおり、今後も継続していく。

また、2021年度から開始した金融業界との定例意見交換会を通じて、金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取組み等を中心に、考査・モニタリングの運営面に関する意見交換も継続的に行う方針である。

(別紙)

2022年度の考査における重点事項

1. 収益力および経営体力に関する経営管理

金融機関が将来にわたり持続可能なビジネスモデルを構築するため、次のA.およびB.の観点から、所要の取組みを進めているかを点検する。

考査においては、これらの点検に関連して、持続性の高い利益¹を確保し、経営体力を保持できるかを、収益力シミュレーション等により検証するとともに、一定のストレス下における収益や経営体力の試算も行い、収益力や経営体力に関する経営陣の課題認識やその向上に向けた対応方針について議論を行う。また、一部の大手金融機関については、オフサイト・モニタリングの一環として、共通シナリオを用いた一斉ストレステストを金融庁と共同で実施し、ビジネスモデルが内包するリスクプロファイルの深い理解を通じて、財務健全性に関する包括的な評価目線を構築するほか、リスク管理体制の高度化等の経営課題に対して深度ある対話を行う。

A. 収益実現の取組みと経営のPDCAサイクル

金融機関が目指すべき収益の実現のために、内外の経営環境を的確に把握しながら経営戦略・計画を立案・実行し、その成果を検証したうえで、環境変化等に応じて経営戦略・計画を適時に見直す体制（いわゆる、経営のPDCAサイクル）を、適切に構築・運用しているか確認する。

金融機関経営を巡る環境変化については、オフサイト・モニタリングを含めて、フォワードルッキングに情報収集を図っていく。たとえば、情報技術の進展、感染症の影響による生活様式の変化、地域経済が直面する構造的な課題、内外の金融規制・監督の動向などについて、金融機関の認識や先進的な取組みの聴取を含めて、幅広く継続的に調査を行う。

こうした環境認識を踏まえつつ、大手金融機関については、オフサイト・モニタリングとも連携し、外貨調達環境、国際金融規制や各法域における金融規制・監督枠組みの変化がみられる中でのグローバル展開やグループ戦略（海外拠点やインオーガニック等の戦略を含む）、デジタルイゼーションへの対応等の幅広い金融サービスへの取組み、経営効率化に向けた業務改革などを調査し、グループ全体の収益力の観点から取組み内容と実効性を点検する。

一方、地域金融機関については、人口減少や高齢化などの構造要因により厳しさ

¹ コア業務純益（除く投信解約損益）から信用コストを控除した利益をいう。

を増す地域経済のもとで、これを将来にわたってしっかりと支えていくためには、地域金融支援や経営基盤強化の取組みを進めていくことが急務である。こうした観点から、非資金収益を含むトップライン収益の強化策や、店舗・人員配置の見直し、業務改革等の経営効率化策の取組み状況および先行きの実現可能性を点検する。その際、デジタルイゼーション、異業種との業務提携の効果などにも注目していく。このほか、持株会社形態等での経営統合やグループ経営により経営基盤強化を進める地域金融機関については、その取組み状況や実効性について点検する。これらの検証を通じて、オフサイト・モニタリングと連携しつつ、「地域金融強化のための特別当座預金制度」の活用を含め、地域経済支援や経営基盤強化の取組みの進捗状況や今後の方針・課題について、対話を深める。

また、経営のPDCAサイクルを運用するうえで、適切な収益管理を行っているかを確認する。大手金融機関については、海外業務を中心に、信用リスクや、資金調達コスト等を考慮した採算管理の状況を点検する。地域金融機関については、①修正OHRなど効率性指標の活用状況や、②地域別や債務者属性別などセクター別のポートフォリオの特徴を踏まえた採算性把握・分析の状況を点検する。

B. 経営戦略・計画に関するリスクの把握と対応

経営戦略・計画の実施に伴うリスクを的確に把握し、期間収益や自己資本との関係での適切性を検証する統合リスク管理の枠組みを整えているか、その結果を経営戦略・計画の見直しに結びつけているかを確認する。特に、感染症の影響や、市場運用の積極化・多様化、気候変動対応など、経営環境・戦略の変化を勘案したリスクの把握がなされているかに注目する。

その際、ストレステストの活用も含め、金融経済情勢が大きく変化した場合に自己資本と期間収益に生じ得る影響を分析し、対応を検討しているかも点検する。ストレステストについては、①経営陣の関与および所管部署の統括機能、②シナリオおよびテスト対象範囲の十分性、③モデルやデータの整備・検証体制、④テスト結果を経営のPDCAに活用する枠組みなどを点検する。

また、グローバルにシステム上重要な金融機関 (G-SIFIs) やこれに準ずる先については、再建計画やコンティンジェンシープランの実効性を点検する。

気候変動対応については、金融庁で検討しているモニタリング上の着眼点を盛り込んだガイダンスにも留意しつつ、①気候関連金融リスクの把握・管理、②TCFD等に基づく開示の質と量の充実への対応、③取引先企業の脱炭素化に向けた取組み支援の状況に関して、深度ある対話を行う。この際、オフサイト・モニタリングを中心として、2021年度から一部の大手金融機関との間で実施している金融庁・日本銀行との共通シナリオに基づく気候変動シナリオ分析の試行的取組みや、気候関連金融リスクに関する規制・監督やリスク管理を巡る国際的な議論などを踏まえながら、規模・特性に応じて気候変動シナリオ分析の高度化を促していく。

2. ガバナンス

A. ガバナンスの有効性確保

大手金融機関については、インオーガニック投資を含む海外業務の拡大や、グループ横断的なサービス提供機能の強化を推進するに相応しい、リスク管理、内部監査を含めたグループベースのガバナンス体制が構築されているかを点検する。

地域金融機関については、各種経営方針の組織への浸透と、リスク認識に関する組織内のコミュニケーションが円滑に図られ、経営戦略・計画の実現に向けて適切に組織力を発揮できるガバナンス体制が構築されているかを点検する。また、傘下に地域金融機関を有する持株会社についても、同様の点検を行う。

考査での点検の際、社外取締役等との面談を必要に応じて実施する。

B. 海外 G-SIFIs の在日拠点のガバナンス体制

海外 G-SIFIs の在日拠点については、グループ内での役割を把握するとともに、業務内容やリスクに応じた適切な管理体制が構築されているかを点検する。そのうえで、①グループ全体のストレス事象を想定した場合の在日拠点への影響と対応、②再建・破綻処理計画上の在日拠点の位置付けなどについて、これらに関する在日拠点の関与も含め点検する。在日法人の形態をとっている拠点については、経営悪化時における本部の支援体制も点検する。なお、③円資金の管理拠点が在日拠点以外に置かれている場合には、同拠点の管理状況や不測の事態に備えた日本銀行との連絡体制を確認する。また、④グループ全体のストレス事象を想定した場合におけるわが国の金融システムへの影響について、本部等からの情報収集も含め調査を行う。

C. 内部監査を通じた自律的な経営管理・リスク管理

内部監査について、①最近の業務およびリスクテイク状況を踏まえて、監査対象の選定や監査資源の配分が適切に行われているか、②業務の適正性の検証と監査結果を受けた改善が適切になされているか、特に本部監査では、必要に応じて外部専門家等の知見も活用しつつ、リスク管理の実効性に踏み込んだ点検を行い、有効な改善策の検討につなげているか、③監査の結果や提言が経営に活用されているか、を金融機関の業容やリスクテイクの状況に応じて点検する。なお、考査の実効性を高める観点から、考査前に金融機関の内部監査部署へのヒアリングを必要に応じて実施する。

D. 経営管理・リスク管理に必要な情報把握体制

主として大手金融機関を対象に、経営陣が適切な経営判断を行うためのグローバル・グループワイドな財務情報やリスク情報について、①経営情報システムなどの

情報把握体制を適切に整備しているか、②そのために十分な経営資源を割り当てているか、③情報の網羅性、信頼性や適時性を確保しているか、などを点検する。その際、国際金融規制等、制度面への対応状況も確認する。

3. 信用リスク管理

A. 審査・管理

大手金融機関、地域金融機関のいずれにおいても、感染症拡大に伴う企業の資金繰りニーズの高まりに対応して積極的に貸出を行ってきたが、今後は、感染症のビジネスへの累積的な影響のほか、返済に伴う債務者企業の資金繰りへの影響等が重要となる。

こうした点等を踏まえつつ、個別債務者およびポートフォリオレベルでの債務者の財務・資金繰りの実態および変化を適切に把握し、債務返済可能性の分析を行っているか、点検する（ラインシート調査²も活用。3.において、以下同じ。）。また、それらの把握内容や過去の信用コスト発生事例等の分析を、入口審査や中間管理に的確に活用しているか、について点検する。その際、特に、業況不芳または事業リスクが大きい大口債務者については、実態把握の十分性や、自己査定の正確性を含めた審査・管理の適切性を丹念に点検する。

また、大手金融機関に関しては、①ファンド等の機関投資家向けファイナンス、ハイブリッド・ローンなど取組みを積極化させている与信や、貸出関連商品の組成・販売など注力分野の業務を適切に管理しているか、②本部がグローバルな管理・報告ルールを整備し、適切にモニタリングしているか、等を点検する。

さらに、感染症にかかる企業の資金ニーズが総じて落ち着く中で、不動産関連貸出に積極的に取り組む先がみられている。大手金融機関ではREITやノンリコースローンに注力しており、地域金融機関でも住宅ローンやアパートローンが増加している。資産価格の動向も踏まえつつ、不動産関連貸出にかかるリスク管理についても点検する。

B. 信用コストの見通し（償却・引当のあり方）

内外の金融経済環境や、個別およびポートフォリオレベルの債務者実態を踏まえ、先行きの信用コストおよびダウンサイドリスクを検証し、その的確性について金融機関と対話する。また、感染症の影響などポートフォリオの変化を踏まえつつ、適

² 抽出された個別の債務者について、財務状況の推移、借入・返済状況の推移、これらの将来見通し、金融機関の自己査定結果や融資方針等の情報が記載された書面（ラインシート）を基に関係部署と面談を行い、地域経済や業界の動向といった経営環境、与信管理状況等を把握・確認すること。

切な償却・引当方法のあり方について金融機関と対話を深めるほか、必要に応じて金融機関の会計監査人との意見交換も実施する。

C. 企業の経営改善支援

企業の経営改善支援は、社会から期待されている金融機関の役割であるとともに、金融機関自身の信用コスト増加を回避するうえでも重要な取組みと考えられる。

こうした観点から、①経営改善支援が必要な先、密度の濃いモニタリングが必要な先を的確に抽出しているか、抽出先は、感染症の影響等により変化が生じている可能性も念頭に置いて必要な見直しを図っているかを点検する。また、②それらの債務者の経営実態や事業の将来性を的確に分析し、債務者と経営課題の認識を共有しているか、③債務者の課題解決に向けた助言や提案、支援などを、本部と営業店が適切に連携して行っているか、④業況が不安定な債務者については、他の金融機関や外部専門家等と連携するなどして、抜本的な解決に向けた働きかけを実施しているか等、支援・管理の取組み状況と実効性について点検する。

4. 市場リスク管理

A. リスクテイクに応じた管理体制の構築

本文2.(2)（「考査等で確認された事項」）のとおり、大手金融機関、地域金融機関ともに市場運用におけるリスクテイクが進展している。また、特に地域金融機関においては、既往の高利回り債券が大量に償還を迎えていることもあって、リスク性資産への投資が増える中、収益面でも、利息配当金収入に占める円建て固定利付債以外の有価証券からの割合が高まっており、グローバルな市況変化や企業業績の変化の影響度が高まっている。また、市況変化等により、有価証券評価損益にも大きな影響が生じる可能性がある。

こうした点を踏まえ、有価証券ポートフォリオに内包される主たるリスクファクターを正確に把握したうえで、ストレステストの実施を含め、適切な頻度で、時価、リスク量等をモニタリング・計測しているか、などの管理体制を点検する。また、運用計画の策定に際して、計画を実行した場合のリスク量等が、自己資本および期間収益対比で許容できるかを検証しているか、利息配当金が下振れた場合の収益面への影響を検証しているか、などを点検する。

このほか、大手金融機関では、プライムブローカレッジなどの機関投資家等向けビジネスについて、リスクを的確に認識したうえで、エクスポージャの限度の設定などリスク管理が適切になされているか等を点検する。地域金融機関の多くが保有するマルチアセット型投資信託については、投資対象が頻繁に入れ替わり、リスク特性の把握が難しいものも含まれるため、それらを踏まえた適切な購入時審査や中間管理が行われているかを点検する。

B. 各種リスク・損失限度枠の適切性、抵触時における対応

各種リスク・損失限度枠が経営体力や期間収益対比でみて、適切な水準に設定されているか、それらが必要に応じて適切に見直されているか、点検する。また、内外市場の急変時など協議ポイント等に抵触した場合に、自己資本や期間収益への先行きの影響も踏まえて、継続保有の適否などの意思決定を適時に行う枠組みが整っており、実際に機能しているかについて点検する。

5. 流動性リスク管理

A. 大手金融機関の外貨流動性リスク管理

国際的に活動する大手金融機関については、外貨調達残高が高水準となっていることから、①外貨バランスシート戦略（増減、預貸ギャップ、運用調達のマチュリティギャップ、採算性等）に見合ったリスクアペタイト（流動性ストレステスト結果や中長期調達の比率等）を設定しているか、②通貨別に調達可能額を踏まえた資金繰り限度枠を設定するとともに、突発的な資金流出にも対応可能な流動性バッファーを保有しているか、③合理的な資金流出入の想定に基づき、流動性ストレステストおよび緊急時調達計画をグループ全体で統合的に整備・実施しているか点検する。

外貨調達基盤の強化とリスク管理の高度化に向けた取組みについては、オフサイト・モニタリングにおいても、金融庁や大手金融機関を管轄する海外当局とも連携しつつ、継続的に調査を行う。大手金融機関のうち一部の先については、金融庁との共同調査を実施し、考査では当該調査との重複を回避する。共同調査では、特に、流動性ストレステストについて、通貨間融通、預金の粘着性分析・流出想定、実施頻度・迅速性について対話を深める。また、限度枠・流動性バッファーとリスクアペタイトとの関係性、日中流動性リスク管理の高度化、緊急時調達計画の実効性についても重点的に対話する。

B. 地域金融機関の流動性リスク管理

地域金融機関については、円貨に関し、①営業基盤における高齢化や人口減少等の外部環境も踏まえ、自らの運用調達構造に照らし適切なリスク限度枠を設定し、モニタリングする体制を整備しているか、②緊急時に迅速に流動性準備を確保できる体制を整備しているか点検する。また、外貨建て資産運用に積極的な地域金融機関については、資産の市場流動性等を勘案した安定的な外貨調達への取組み、ストレステストの実施、緊急時対応策などのリスク管理体制の構築状況を点検する。

6. オペレーショナルリスク管理

A. システムリスク管理体制

金融機関の重要なシステムを中心に、①保守管理や重要システムの二重化など、システム障害の未然防止策や、②コンティンジェンシープランの整備・訓練を含む障害発生時の復旧体制の実効性について点検する。その際、デジタル化の進展による新たな技術やサービスの利用に見合った管理が行われているか、という観点からも点検する。また、クラウドの利用やAPI連携など、サードパーティとの業務連携が拡大している傾向も踏まえ、そうした先については、開発・運用のプロジェクト管理や、顧客データ等に関する情報セキュリティの観点などから、従来からの業務委託先を含むサードパーティ管理を適切に行っているかを点検する。さらに、サイバーセキュリティを含むシステム管理全般の実効性と、システム投資の効率性の両立を図る経営資源の配分がなされているか等の観点から、金融機関本体およびそのグループ会社等に対するITガバナンスの有効性を確認する。

B. サイバーセキュリティ管理体制

サイバーセキュリティ管理体制の整備状況について、各金融機関の業務内容等を踏まえ、①日々変化するサイバー脅威動向等の情報収集や情報共有の適切性、②顧客情報など重要データへのアクセス権限管理の妥当性、③サイバー攻撃への未然防止策と被害抑制策の有効性を点検する。また、攻撃からの完全な防御は困難であることを踏まえ、サイバーインシデント発生時を想定した重要な業務の復旧に向けた体制やコンティンジェンシープランの実効性、演習の実施状況とその結果を反映した管理体制の見直し状況を点検する。

一部の大手金融機関に対する金融庁との共同調査では、特に、ガバナンス（経営陣によるコミットメント、専担部署のリソース確保、業務部門の協力体制）、グループ・グローバルな体制整備（脅威情報収集・監視・即応・演習等）、脅威ベースペネトレーションテスト（TLPT）の活用、サイバーレジリエンスの向上（ランサムウェア攻撃を想定したコンティンジェンシープランの整備等）、業務委託先を含むサードパーティ管理について対話を深める。なお、考査の実施に当たっては、共同調査との重複を回避する。

地域金融機関については、金融庁と共同でサイバーセキュリティ管理体制に関するセルフアセスメントを実施し、整備状況の実態把握および対策強化について働きかけを行っていく。

C. 事務リスク管理・コンプライアンス管理体制

事務集中、営業店網や人員配置の見直し等の動きが一段と広がっていることを踏まえ、①これらに伴う事務リスクのプロファイルの変化を金融機関が適切に認識し

ているか、②金融機関およびその重要なグループ会社や業務委託先・連携先等のサードパーティも含め、リスクプロファイルの変化に伴う管理体制の整備・見直しが適切に行われているかを点検する。このほか、③フィービジネスに注力する先を中心に、金融商品販売やアドバイザー業務にかかるコンプライアンス管理体制の整備状況についても点検する。その際、事務処理の実態把握や不正事件・事務事故の分析などを通じ、リスク管理上の問題点を洗い出し、有効な改善策を講じているかも点検する。

D. マネー・ローンダリング対策

国際的にマネー・ローンダリング対策やテロ資金供与の防止が強く求められている中、金融庁では、2021年入り後、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改訂版を公表するなど取組みを強化している。こうしたガイドラインに基づく対応を着実に進めることは、適切な業務運営を確保するうえで不可欠であるほか、わが国金融機関の信認維持のためにも重要である。こうした観点から、考査では、金融庁検査と考査における連携の枠組みを通じて金融庁と問題意識や視点を共有しながら、体制整備を着実に進めているかを点検する。

E. 業務継続体制

実効性のある業務継続体制の整備は、金融機関の重要業務の遂行に加え、わが国決済システムの円滑な運行という観点からも重要である。引き続き、感染症のみならず、地震や台風、水害など最近の自然災害やサイバーインシデントの発生に対応して、業務継続体制の見直しが適切に行われているかを点検する。その際には、金融機関の業務内容や決済システム・地域におけるプレゼンスなどを考慮する。

2. 報告事項

- 金融広報中央委員会の最近の活動報告（情報サービス局）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（金融機構局）
- 中央銀行デジタル通貨に関する実証実験（決済機構局）
- 本行におけるダイバーシティ推進の状況（総務人事局）

令和4年4月19日

日本銀行政策委員会月報（第867号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
中 島 健 至

発行所 日 本 銀 行

東京都中央区日本橋本石町 2の1の1
電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室(03-3277-3680〈直通〉)までお寄せください。